



2026 年 7 月 30 日

各 位

会社名 株式会社田村ビルズグループ
(コード番号：524A TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)
代表者名 代表取締役 田村 伊幸
問合せ先 取締役執行役員 與國 忍
TEL 083-902-0950
URL <https://tamura-builds.co.jp/>

監査役会設置会社への移行、定款の一部変更および監査役人事に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 30 日開催の臨時取締役会において、下記のとおり「監査役会設置会社への移行」、「定款の一部変更」および「監査役候補者の選任」について、2026 年 8 月 31 日開催予定の第 13 期定時株主総会に議案として提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 監査役会設置会社への移行について

(1)移行の目的

当社は、今後の事業拡大に伴い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化および経営監視機能の向上を図るため、監査役会設置会社へ移行することといたしました。

(2)移行の時期

2026 年 8 月 31 日開催予定の第 13 期定時株主総会において、必要な定款変更が承認されることをもって、監査役会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1)変更の理由

監査役会設置会社への移行に伴い、監査役会および社外監査役に関する規定の設営等、所要の変更を行うものであります。

(2)定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（※新旧対照表形式で記載します）

現行定款	変更案
第1条～第4条（条文省略） 第5条（機関構成） 当社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>取締役会及び監査役</u> を置く。	第1条～第4条（現行通り） 第5条（機関構成） 当社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>次の機関</u> を置く。 （1） <u>取締役会</u> （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u>
第6条～第20条（条文省略） 第21条（取締役の任期） 1 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 （条文省略）	第6条～第20条（現行通り） 第21条（取締役の任期） 1 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 （現行通り）
第22条（代表取締役及び役付取締役） 1 （条文省略） 2 （条文省略） 3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	第22条（代表取締役及び役付取締役） 1 （現行通り） 2 （現行通り） 3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条（条文省略） 第24条（取締役会の招集通知） 1 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 （条文省略）	第23条（現行通り） 第24条（取締役会の招集通知） 1 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び <u>各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 （現行通り）
第25条～第26条（条文省略） 第27条（取締役の報酬 <u>及び退職慰労金</u> ） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。	第25条～第26条（現行通り） 第27条（取締役の報酬 <u>等</u> ） 取締役の報酬、 <u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益及び退職慰労金</u> は、株主総会の決議によって定める。
第28条（条文省略）	第28条（現行通り）

現行定款	変更案
第5章 監査役 第29条（監査役の員数及び選任） 1 監査役の員数は<u>3名以内</u>とする。 2 （条文省略） 第30条（条文省略） （新設） （新設） （新設） 第31条～第37条（条文省略）	第5章 監査役及び監査役会 第29条（監査役の員数及び選任） 1 監査役の員数は<u>3名以上5名以内</u>とする。 2 （現行通り） 第30条（現行通り） 第31条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定するものとする。</u> 第32条（監査役会の招集） 1 <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開くことができる。</u> 第33条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u> 第34条～第40条（条数繰り下げ、条文は現行通り）

(3)監査役候補者の選任について

監査役会設置会社への移行に伴い、監査役 1 名の選任について、本定時株主総会に付議する予定です。なお、本議案につきましては、現行の監査役の同意を得ております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	吉松 克則 (1961 年 4 月 13 日) 新任	1984 年 4 月	(株)山口銀行入行
		2007 年 4 月	同行今浦支店長
		2010 年 1 月	同行唐戸支店長
		2012 年 4 月	同行光支店長
		2015 年 6 月	ワイエム証券(株)取締役監査等委員就任
		2025 年 6 月	ワイエム証券(株)取締役監査等委員退任

以 上